

■調査から

平成5年11月1日 茨城県県民生活地域調査について

調査の必要性

「真の豊かさを実感できる地域社会の実現」(『茨城県民福祉基本計画』=平成2年12月策定。以下「新計画」という。)を図るために、従来以上にキメ細かな地域政策が必要とされます。地域政策の主要な目的の一つは地域間格差の解消にありますが、その格差を計測するのに必要な生活圏ともいべき小地域レベルの統計データが極めて少ない状況にあります。本県は、可住地面積が広く、人口が分散しており、人口の高齢化の度合も市町村によって大きな幅があります。また、生活環境や経済基盤も地域によって大きく異なります。各地域の特性を考慮しながら新計画に基づく地域づくりを推進するためには、具体的な地域政策を立案する際に基礎資料となる地域単位のデータの充実が求められています。

新計画の“新しい茨城づくりの基本方向”

基本目標：21世紀をリードする茨城づくり

茨城づくりの方向

(1) 真の豊かさを実感できる地域社会の実現

〔内 容〕

働きがい

暮らしがい

学びがい

遊びがい

〔県づくりの柱〕

① 科学技術

② 文 化

③ 福祉

(2) 世界と結ぶ交流ネットワークの形成

国においても「経済的な豊かさ」と「生活の豊かさの実感」とのギャップが指摘され、生活者ないし消費者のための政策の重要性が提言されています(平成2年『国民生活白書』・『経済白書』)。また、国民生活審議会においては、昭和59年以来「国民生活指標」の再検討を続けており、その視点は従来の経済指標に重点をおく測定では、国民の不満を把握しきれないという問題意識です。前記の新計画にいう「真の豊かさを実感できる地域社会」という目標は、国におけるこれらの問題意識と共通する認識のもとに前述した「ギャップ」を埋めようとするものといえます。

茨城県県民生活地域調査は、このような社会情勢が要請する生活の質の向上を図る政策立案の基礎資料を得るために実施するものです。また、調査票は、調査結果が具体的な施策に反映されるように、県庁内関係各課と協議した上で企画設計したもので

調査の目的

この調査は、県民の社会生活の実態及び意識並びにその地域差を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を提供することを目的としています。

具体的には、次のようなデータについて新計画の5つの地域区分(県北、県央、鹿行、県南、県西)あるいは広域市町村圏(10地域)レベルで比較可能なデータを収集することを予定しています。

- (1) 県民の福祉需要に的確に応え、きめ細かいサービスの提供ができる福祉環境づくりに必要とされるデータ
- (2) 環境に配慮した社会活動や環境にやさしい生活様式に変えていくために必要とされるデータ
- (3) 生涯学習などの文化の県づくりの推進や地域

の実情に応じた人材育成の指針となるデータ

町村)とします。

調査の期日・事項及び年次計画

年 度	事 業 計 画
3	<p>調査実施：平成 3 年11月 1 日</p> <p>調査事項：①世帯の経済基盤 (家族構成, 就業, 教育, 医療保険, 住居, 収入・こづかい, 耐久消費財保有等の状況) ②健康, 保健, 飲料水, 文化, 余暇</p>
4	前年実施調査の集計・分析, 報告書の作成
5	<p>調査実施：平成 5 年11月 1 日</p> <p>調査事項：①世帯の経済基盤 (平成 3 年度に同じ。) ②地域福祉, 環境, 能力開発</p>
6	<p>前年実施調査の集計・分析, 報告書の作成 (平成 4 年度に準ずる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 速報：平成 6 年 9 月 • 報告書：平成 7 年 3 月 <p>※専門家を交えての検討, 県庁内関係課とも協議</p>
7	<p>事業の休止</p> <p>※平成 7 年国勢調査のため</p>

〔備考〕 上記 5 年サイクルで継続して実施します。

調査地域

平成 2 年国勢調査・調査区を 2 つ合わせて調査単位区とし, 知事が指定する 130 調査単位区(77市

調査対象

指定された調査単位区のうち知事が定める方法により, 調査員が選定する 6,500 世帯に常住する世帯員約 2 万 2 千人です。(1 調査単位区 : 50 世帯)

調査系統

県知事 → 調査員 → 調査世帯

調査方法

調査員が調査世帯を訪問して調査票を配布し, 世帯が記入した調査票を取り集める方法で行います。調査票は, 個人票と世帯票の 2 種類を用い, 個人票は原則として世帯員各人が, 世帯票は世帯主がそれぞれ記入します。

調査の特色及び結果の活用

- (1) 世帯の経済基盤を調査するので, それ自体重要なデータであるのみならず, 経済基盤の態様に応じた地域生活のデータが得られます。
- (2) 県内を新計画の 5 地域区分ないし広域市町村圏の 10 地域区分を単位として標本設計することにより, 地域の特性が他地域との比較において把握できるデータが得られます。
- (3) 報告書の作成にあたっては, 本調査で得られたデータだけでなく, 他の調査等から得られたデータも活用し, 分析を加えます。そして, 調査結果は, 「茨城県県民生活地域調査報告書」として公表し, 行政機関や関係民間機関等に提供します。

(統計課・消費生活グループ)